

高知県合唱コンクール規定

第1章 総則

第1条 (名称)

名称は第〇回高知県合唱コンクールとする。

第2条 (審査員)

審査員は5人とし、選出は高知県合唱連盟理事会で行う。

第2章 部門・編成区分・出演人数

第3条 (部門・編成区分)

部門と編成区分は次のとおりとする。

- 1 中学校部門の編成区分
 - 混声合唱の部
 - 同声合唱の部
- 2 高等学校部門の編成区分
 - A グループ (小編成の部)
 - B グループ (大編成の部)
- 3 大学職場一般部門の編成区分
 - 大学ユース合唱の部
 - 室内合唱の部
 - 混声合唱の部
 - 同声合唱の部

第4条 (出演人数)

各編成区分の出演人数は次のとおりとする。

- 1 中学校部門
 - 混声合唱の部 8名以上
 - 同声合唱の部 8名以上
- 2 高等学校部門
 - A グループ (小編成の部) 8名以上32名以下
 - B グループ (大編成の部) 33名以上
- 3 大学職場一般部門
 - 大学ユース合唱の部 8名以上
 - 室内合唱の部 6名以上24名以下
 - 混声合唱の部 8名以上
 - 同声合唱の部 8名以上

なお、出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

第3章 出演資格

第5条 (出演の資格)

高知県合唱連盟に加盟している6人以上(指揮者・伴奏者は含まない)の合唱団であること。

第6条（各部門の出演合唱団資格）

各部門の出演合唱団の資格は次のとおりとする。

- 1 中学校部門
 - ① 同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
 - ② 複数中学校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し高知県合唱連盟理事長が認めた合唱団。
 - ③ 同一中学校から複数の合唱団が出演できる。ただし、この場合は出演合唱団ごとに連盟に加盟していなければならない。
 - ④ 出演団員は同一種別（混声・男声・女声）に1回に限り出演できる。
- 2 高等学校部門
 - ① 同一高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
 - ② 複数高等学校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し高知県合唱連盟理事長が認めた合唱団。
 - ③ 同一の中高一貫校に在籍する生徒で編成する合唱団。ただし、中高一貫校として出場する中学生は規定上高校生として扱う。
 - ④ 同一高等学校内から複数の合唱団が出演できる。ただし、この場合は出演合唱団ごとに連盟に加盟していなければならない。
 - ⑤ 出演団員は同一種別（混声・男声・女声）に1回に限り出演できる。
- 3 大学職場一般部門
 - ① 大学ユース合唱の部
出演人数が8名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団。
 - ② 室内合唱の部
出演人数が6名以上24名以内で編成する合唱団。
 - ③ 混声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する混声合唱団。
 - ④ 同声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団。
 - ⑤ 大学職場一般部門では、同一合唱団は1回に限り出演できる。

第7条（指揮者・伴奏者）

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、中学校、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。

また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は第5条、第6条の出演資格を満たさなければならない。

第8条（シード合唱団）

- 1 シード合唱団の適用部門は、大学職場一般部門とする。
- 2 前年度全日本合唱コンクール全国大会でシード権を獲得した合唱団は、全日本合唱連盟推薦合唱団として、県大会及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できる。
- 3 シード合唱団は、県大会及び支部大会には審査の対象外で出演しなければならない。
- 4 シード合唱団は、前年度の全国大会に出演した部門・編成区分を変更することはできない。

第4章 演 奏

第9条（楽譜の購入）

高等学校部門・大学職場一般部門においては、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ（課題曲集）を、出演人数分必ず購入して出場しなければならない。

第10条 (演奏曲)

演奏曲は次のとおりとする。

- 1 中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- 2 高等学校・大学職場一般部門の出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

第11条 (課題曲・自由曲)

課題曲と自由曲の演奏は次のとおりとする。

- 1 課題曲は、上記の合唱名曲シリーズから1曲を選択して全員で演奏しなければならない。
- 2 自由曲は、曲目・曲数に制限はない。

第12条 (演奏時間)

演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

- 1 中学校部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- 2 高等学校部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- 3 大学職場一般部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

第13条 (伴奏楽器)

伴奏楽器は自由である。ただし、主催者の用意するもの(ピアノ)以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

第14条 (演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

県大会・支部大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

第15条 (出演順)

高知県合唱連盟理事会により決定する。

第5章 県代表

第16条 (県大会から支部大会に推薦できる合唱団数)

- 1 すべての部門において、参加合唱団数の66% (端数四捨五入) を推薦団体数とする。
ただし、大学職場一般部門については、大学ユース合唱の部とそれ以外の部に分けて、この規定を適用することとする。
- 2 県大会出場数が5団体以上の部門については、中学校においては混声・同声の部の各1団体以上を、高等学校の部においてはA・Bのグループの各1団体以上を含むものとする。
ただし、混声・同声の区分およびA・Bの各グループの参加団体が複数の場合にのみ適用されるものとする。

* 県大会参加の合計数	3団体まで	2団体
* //	4～5団体	3
* //	6	4
* //	7～8	5
* //	9	6
* //	10～11	7

以下これに準ずる。

第6章 出演経費・審査と表彰・規定違反

第17条 (出演経費)

参加料は1団体3,000円と比例分担金(出演人数×300円)とする。また、出演に要する費用は、出演団体の負担とする。

第18条 (審査と表彰)

- 1 審査方法については、別に定める。
- 2 県大会出演の全合唱団を部門ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅賞いずれかの賞を贈る。
- 3 県大会出演の全合唱団の中から最優秀団体を選び、全日本合唱連盟理事長賞を贈る。
- 4 この他に、特別賞を贈ることがある。

第19条 (規定違反の扱い)

出演資格など本規定に違反したときは出演を停止または入賞を取り消すことができる。

附則

改定	平成25年6月 3日	大学職場一般部門の出演資格の改定
改定	平成26年5月 7日	審査員数及び県大会から支部大会に推薦できる合唱団数等の改定
改定	平成28年3月10日	大学職場一般部門 混声合唱の部及び同声合唱の部の出演人数の改定